

■理事会 Report

理事会活動について

日本風力発電協会 事務局長 岩田 陸

1. 理事会構成について

理事会は理事全員によって構成されます。平成21年度の総会後の理事は13名であり、その理事と監事が参加して理事会は運営されました。監事は、理事の業務執行を監督する立場であり、理事会の議論に加わることはできません。また、進行、資料作成等のお手伝いをする為に、事務局も同席しました。

2. 決議事項、報告事項

理事会で決議する事項で重要な項目は、社員総会の議題の決定、代表理事の選任等です。一般社団法人の最高決議機関は総会ですが、その総会でどのようなことを論議するかという議題を、理事会で決めるのですから、社員総会が最も重要な機関であることは間違いないのですが、実務的には、理事会はそれに勝るとも劣らないと思われまます。代表理事は、総会や理事会の議長ですし、一般社団法人の代表権は、代表理事が有する訳ですから、この選任も非常に重要です。当協会の契約等の法人行為は、代表理事の名前によって行われます。

報告事項としては、理事会には、一般社団法人の業務執行の状況を報告しなければならない、と法により定められています。また、その報告の期間は3ヶ月に1回以上とされており、これが、理事会を開催するタイミングを決定しています。決議すべき事項がなければ、理事会は開かなくても良いのですが、報告は3ヶ月を超えてはならないため、3ヶ月を超えて理事会を開かなければ、違法となります。当協会は毎月第三水曜日の午後に、理事会を開催しております。

3. 定例議事次第

例月の理事会の流れは以下の通りです。

- ① 定足数の確認
過半数の理事の出席で、理事会は成立し、その理事の過半数の賛成により議事は成立します。
- ② 前月度の議事録確認

理事会は、法により議事録を作成することとされており、その保存期間も定められています。裁判所等の許可を得れば、利害関係者はその閲覧を請求できます。

③入退会

入会は審議事項で、退会は報告事項です。入会については、過去、否決されたことは無いと聞いています。

④月次報告

⑤その他事務局からの審議事項、報告事項

⑥各部会からの審議事項、報告事項

と、議事が進行します。

4. 昨年度理事会の審議内容

昨年1年間の審議の主なるものは、以下の通りです。

- | | |
|-----|--|
| 4月 | 5月開催の総会の議題、平成20年度計算書類 定款の改定 理事交代、監事改選等 |
| 5月 | 成果発表会にて発表する各部会の活動報告、活動計画 |
| 6月 | 任意団体の業務報告 |
| 7月 | 事業計画 |
| 9月 | 新団体結成に関わる臨時社員総会の議題、会費の変更等 |
| 10月 | 賀詞交歓会 |
| 11月 | 理事会規程 |
| 2月 | 新団体への移行 |
| 3月 | 新団体結成（移行）予算 |

